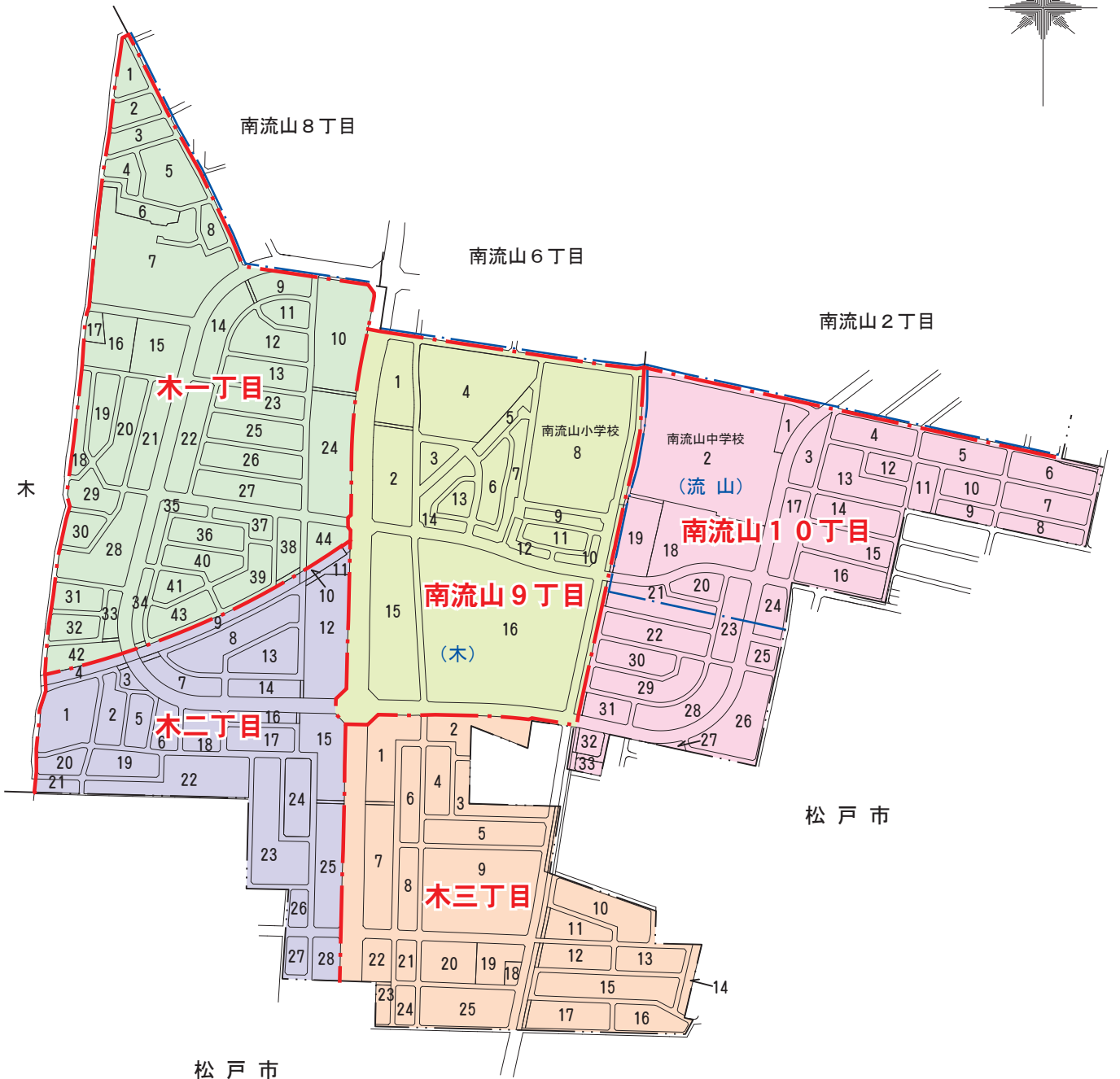
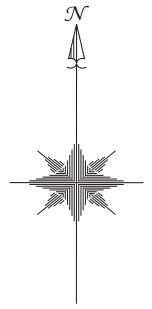


住所変更手続きの手引き

令和5年9月30日(土)から
住所の表し方が変わります



新町名・地番・町界図



凡 例	
新 大 字 界	— · — · — · —
新 大 字 名	木一丁目
行 政 界	— · — · — · —
旧 大 字 界	— · — · — · —
旧 大 字 名	(木)
地 番	16

はじめに

平成11年3月29日から施行してきました流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業は、令和5年9月29日に換地処分を公告を迎えることになりました。換地処分の翌日の9月30日(土)から土地区画整理事業区域及び隣接区域において町名、地番が変更になり、皆さまがお住いの地区では、住所や本籍、法人等の所在地、土地、建物の表し方が変わります。

この手引きでは、新しい住所等の表し方や変更に伴い、今後、どのような手続きが必要になるのかについてご案内いたします。手引きに記載されている手続き以外にも住所変更手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約している各機関等に直接ご確認の上、所定の手続きをお願いします。

※おおたかの森市民窓口センターは、住所変更作業のため、9月30日(土)を臨時閉所し、10月2日(月)から平常どおり開所します。

※住所変更の各種手続きは、変更日(9月30日)以降に行ってください。

目次

1	皆さまにお届けするもの	1
2	新しい住所等の表し方	2
3	郵便番号について	2
4	住所変更の手続きについて	3
	① 住所変更手続きの必要がないもの	3
	② 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの	4
	③ 有効期限まで使用できる証書等(期限後、新しい証書等が送付されます)	4
	④ 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	5
	⑤ 住所変更証明書等の発行について	9
5	不動産登記の手続きについて	10
6	委任状の作成例	16
7	住所変更のお知らせ用はがきについて	17
8	その他	18
	① 通学区域について	
	② ごみの収集について	
	③ 郵便物の送付について	
	④ コンビニ交付サービスについて	
	⑤ 木地区等の町名変更に関する資料について	
9	関係機関案内	19

1 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住所変更手続きの手引き	・現在ご覧いただいている冊子です。
住所変更通知書 (1世帯1枚) 又は 所在地変更通知書 (1事業所等1枚)	・住所変更通知書には、今回の住所変更により新しく設定したあなたの住所が記載されています。 ※9月30日以降は、この住所変更通知書(事業所等は、所在地変更通知書)でお知らせする住所が新しい住所となります。 《変更日(9月30日)以降は、新しい住所をお使いください。》
住所変更証明書 (1人10枚) 又は 所在地変更証明書 (1事業所等10枚)	・住所変更証明書には、変更前・後の住所が記載してあり、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。 ・A4サイズ・2面割付で作成してありますので、切り離してお使いください。 ・枚数が不足する場合は、10月2日以降、市役所総務課及び南流山出張所にて、住所変更証明書を無料で発行します。(所在地変更証明書は、総務課のみで発行。)詳しくは9ページをご覧ください。【総務課 TEL 7150-6067】
新町名・地番図	・新しい町界、町名、地番等を表した地図です。
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯50枚) (1事業所等50枚)	・新しい住所(所在地)をお知り合いの方・取引先などにお知らせするもので、日本郵便株が発行する無料はがきです。 詳しくは、17ページをご覧ください。
登記申請書	・不動産所有者等が住所変更登記申請に使用する用紙です。 詳しくは10ページ以降をご覧ください。
各種カード記載事項 変更届	・マイナンバー(個人番号)カード等の住所変更手続きの際に使用するものです。詳しくは6ページをご覧ください。

◆ 今後お届けするもの

本籍変更通知書	・今回の変更区域に本籍がある方には、変更日(9月30日)以降、市民課から本籍変更通知書を戸籍の筆頭者等に郵送します。 ・本籍変更証明書が必要な方は、10月2日以降、市役所市民課及び各出張所にて無料で発行します。 【市民課 TEL 7150-6075】
---------	---

2 新しい住所等の表し方

新しい住所等の表し方は、次のように変更となります。

【住所及び本籍の表し方（例）】

◆ **住所** …… 町名と番地が新しくなります。

変更前

変更後

(1) 戸建て住宅

流山市大字木713番地の3 → **流山市** 木二丁目 9番地の11
新町名 新番地

(2) 集合住宅等

流山市大字木420番地の1 → **流山市** 木二丁目 10番地の2 ●●マンション101
新町名 新番地 建物名 部屋番号等

※変更前の住民票の方書欄に記載していましたが「街区番号等」は、変更後削除され、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号等が記載されます。

◆ **本籍** …… 町名と番地が新しくなります。

変更前

変更後

流山市大字木713番地3 → **流山市** 木二丁目 9番地11
新町名 新番地

【不動産（土地・建物）の所在の表し方（例）】

◆ **土地・建物** …… 町名と地番が変わり、字(あざ)が廃止されます。

変更前

変更後

流山市大字木字前田713番(地)3 → **流山市** 木二丁目 9番(地)11
新町名 新地番

※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

3 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

木一丁目～木三丁目	270-0162
南流山9丁目～南流山10丁目	270-0163

◆ 日本郵便株の郵便物について

- (1) 今回の住所変更に伴い、流山郵便局への個別の手続き等は必要ありません。（保険、預貯金等を除く）
- (2) 郵便物は住所変更後の約1年間、旧住所のままでも届きますが、可能な限りでの配達となりますので、差出人様へのご連絡は早めをお願いします。

4 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

① 住所変更手続きの必要がないもの

市役所	<p>住民票（住民基本台帳） 戸籍・戸籍の附票（注1） 印鑑登録原票 選挙人名簿 土地、家屋課税台帳 国民健康保険被保険者証等、後期高齢者医療被保険者証等、 介護保険被保険者証等（4ページ参照） 児童手当、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費等助成受給券、 子ども医療費助成受給券（4ページ参照） 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 ⇒基礎年金番号とマイナンバーが結びついている方は、原則手続き不要です。マイナンバーとの結びつきの状況については、「ねんきんネット」「ねんきんダイヤル」（TEL 0570-05-1165）やお近くの年金事務所で確認できます。 ※結びついていない方は、7ページをご参照ください。 市内の保育所（園）に通所している園児の住所 市内の市立小・中学校に通学している児童・生徒の住所 ※市外及び私立の小・中学校に通学している児童・生徒の方は9ページをご参照ください。 犬の登録 恩給を受けている方の住所 ……など</p>
法務局	<p>土地登記簿（表題部のみ）、建物登記簿（表題部のみ） ※所有権登記名義人（所有者）などの住所はご本人からの申請があるまで変わりません。 詳しくは10ページ以降をご参照ください。</p>
公共サービス	<p>NHK NTT（固定電話） 京和ガス 郵便 上下水道</p> <p>※変更後、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が送付される場合は、各公共サービス機関等へお問い合わせの上、対応してください。</p>
その他	<p>旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p>

(注1) 戸籍について

今回の変更区域に本籍地番があっても、換地後の地番が特定できない場合は、市では本籍地番の変更ができません。変更をご希望の場合は換地処分後に届出が必要です。

対象戸籍の筆頭者等には、変更日（9月30日）以降、市民課から通知します。

【市民課 TEL 7150-6075】

② 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

内容（証書等）		担当課	問い合わせ先
市 役 所	国民健康保険被保険者証	保険年金課	国民健康保険係 TEL 7150-6077
	国民健康保険被保険者資格証明書		保険料収納係 TEL 7150-6077
	国民健康保険短期被保険者証		後期高齢者医療係 TEL 7199-3306
	後期高齢者医療被保険者証		
	後期高齢者医療短期被保険者証		
	介護保険被保険者証	介護支援課	介護給付係 TEL 7150-6531
	介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証			

※新しい証書等が届くまでは、そのままご使用ください。

③ 有効期限まで使用できる証書等（期限後、新しい証書等が送付されます）

内容（証書等）		担当課	問い合わせ先
市 役 所	児童扶養手当証書	子ども家庭課	給付係 TEL 7150-6082
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券		
	子ども医療費助成受給券		

※有効期限前に住所の書き換えを希望される場合は、担当課にお問い合わせください。

④ 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合に合わせて手続きをしてください。ただし、本人確認書類として使用している場合は、早めに変更手続きをしてください。

手続きには、「住所変更証明書」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、10月2日以降、市役所総務課及び南流山出張所にて、**無料**で発行します。

手続きができるのは、令和5年9月30日以降となりますのでご注意ください。

なお、「本籍変更証明書」が必要な方は、10月2日以降、市役所市民課及び各出張所にて**無料**で発行します。

● 自動車関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等（事柄）	届出先	必要書類など	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	流山運転免許センター 流山市前ヶ崎217 TEL 04-7147-2000	・運転免許証 ・住所変更証明書 【本籍変更がある場合】 ・本籍変更通知書又は本籍変更証明書 ※本籍変更通知書は、変更日以降、市民課から郵送します。	お早めに変更手続きをしてください。
運転経歴証明書の住所変更 (平成24年4月1日以降に交付されたものに限り)		・運転経歴証明書 ・住所変更証明書	
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 野田市上三ヶ尾 207-26 TEL 050-3816-3117	・検査証記入申請書（届出先にあります） ・住所変更証明書 ・自動車検査証	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 野田市上三ヶ尾 207-22 TEL 050-5540-2023	・OCR申請書（届出先にあります） ・住所変更証明書 ・自動車検査証（軽二輪は軽自動車届出済証と自動車損害賠償責任保険証明書） ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者からの委任状が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など(手続きできる方)	期限
マイナンバー(個人番号)カードの住所変更 ※通知カードは、令和2年5月25日に廃止されたので、住所変更手続きは不要です。	市民課 TEL 7150-6075 南流山出張所 TEL 7159-4512	・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※1 ・同封のピンク色の用紙「各種カード記載事項変更届」※2	お早めに変更手続きをしてください。
住民基本台帳カード(写真付き)の住所変更 ※写真なしカードの場合、手続きは不要です。	東部出張所 TEL 7144-2175	・カード交付時に設定した4ケタの暗証番号が必要です。(本人又は同一世帯員)	
署名用電子証明書	江戸川台駅前出張所 TEL 7152-3132	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定した暗証番号等が必要です。(本人のみ)	e-tax等電子証明書利用時までに変更手続きをしてください。
在留カードの住所変更	おおたかの森★ 市民窓口センター TEL 7154-0333	・在留カード ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※1 ・同封のピンク色の用紙「各種カード記載事項変更届」※2 (本人又は同一世帯員)	期限はありません。
特別永住者証明書の住所変更	市民課 TEL 7150-6075	・特別永住者証明書 ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※1 ・同封のピンク色の用紙「各種カード記載事項変更届」※2 (本人又は同一世帯員)	

●手続きの留意事項

※1 窓口に来られる方の本人確認書類

(Aからいずれか1点、Aがない場合はBからいずれか2点)

A…マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書など
(運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)

B…健康保険証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳(基礎年金番号通知書)、児童扶養手当証書、介護保険証など

※2 変更手続きの際は、あらかじめ「各種カード記載事項変更届」(同封されているピンク色の用紙)のご記入をお願いいたします。

◎ 代理人が手続きする場合は複数回来庁しなければならない場合があります。
詳細は【市民課 TEL 7150-6075】へお問い合わせください。

★おおたかの森市民窓口センターは、住所変更作業のため9月30日(土)は、臨時閉所します。

● 年金関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者(会社員・公務員等)のうち、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方の住所変更	勤務先	勤務先にお問い合わせください。	
国民年金第3号被保険者のうち、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方の住所変更	配偶者の勤務先		
公的年金受給者のうち、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方、住民票上の住所とは別に送付先を指定している方の住所変更(指定した送付先の住所が変更となる方)	松戸年金事務所 TEL 047-345-5517 (音声案内①→②) (住所変更届は、保険年金課、出張所にもあります。) ※電話によるお問い合わせは「ねんきんダイヤル」(TEL 0570-05-1165)へ	年金証書又は、基礎年金番号がわかるもの。 窓口に来られる方の本人確認書類。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の方及び給付を受けている方の住所変更	各共済組合にお問い合わせください。		

※マイナンバーとの結びつきの状況については、「ねんきんネット」「ねんきんダイヤル」(TEL 0570-05-1165)やお近くの年金事務所で確認できます。

● 医療・福祉関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
身体障害者手帳の住所変更	障害者支援課 TEL 7150-6081 FAX 7158-2727	・身体障害者手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	随時
療育手帳の住所変更		・療育手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	
精神障害者保健福祉手帳の住所変更		・精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	随時(更新時に変更手続きができます。)
自立支援医療受給者証の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	
福祉サービス受給者証の住所変更		・福祉サービス受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	
通所受給者証の住所変更		・通所受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	
地域生活支援サービス受給者証の住所変更		・地域生活支援サービス受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※	
特別児童扶養手当証書の住所変更	・特別児童扶養手当証書	随時	

※個人番号(マイナンバー)通知カード又はマイナンバーカード

● 教育関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
学童クラブを利用して いる方の住所変更	学童クラブ運営法人	・運営法人指定の書類	お早めに変更手続きをしてください。

● 流山市公共施設予約システム関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
公共施設予約システムの登録住所変更	各利用施設	・公共施設予約システム利用者登録申請書 ・運転免許証等	1年以内に変更手続きをしてください。

● 不動産登記関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

土地、建物をお持ちの方は、土地・建物等不動産所有者の住所変更登記の手続きが必要です。詳細は、10ページ以降をご覧ください。

● 会社・法人関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合、本店の所在地を管轄する法務局 (注1)	・登記申請書 ・所在地変更証明書 ・住所変更証明書 ※登録免許税はかかりません。(無料)	本店：2週間以内
代表者等の住所の変更登記			
法人市民税に係る法人の登記事項の住所変更	市民税課 TEL 7150-6073	・法人異動申告書(注2) ・上記手続きにて変更した登記簿謄本の写し	上記手続きが終わり次第、お早めに変更手続きをしてください。

※会社・法人の登記手続きについては、会社・法人等に配付しています「会社用登記申請書記載例」をご覧ください。

(注1) 本店が千葉県内にある場合、千葉地方法務局(本局：TEL 043-302-1315、〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号)に届出(申請)してください。

(注2) 用紙の入手は、市民税課までお問い合わせいただくか、流山市ホームページからダウンロードしてください。

税金関係

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
他市町村に土地や建物をお持ちの方の住所変更 ※変更手続きをしていただかないと、納税通知書等が届かなくなる場合があります。	土地や建物の所在地の市町村	届出先の市町村へお問い合わせください。	

その他

《各手続きは変更日(9月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
私立の幼稚園に通園している方の住所変更	お手数ですが、直接お問い合わせのうえ、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。		
流山市外及び私立の小・中学校に通学している方の住所変更			
高校・大学・専門学校等への住所変更			
勤務先等への住所変更			
銀行、生命保険、火災保険、自動車保険等の住所変更			
携帯電話・インターネット等、契約者の住所変更			
電力会社への住所変更			
各種免許、許可、認可等の住所変更			

※上記以外にも法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

⑤ 住所変更証明書等の発行について

住所変更等の各種手続きに必要な住所変更証明書、所在地変更証明書を次のとおり配付いたしましたので、ご活用ください。なお、枚数が不足する場合は、10月2日以降、市役所総務課及び南流山出張所(住所変更証明書のみ)にて無料で発行します。

【総務課 TEL 7150-6067】

証明書	配付枚数	記載事項
住所変更証明書	1人10枚	氏名、変更前・変更後の住所、変更期日
所在地変更証明書	1事業所等10枚	事業所名等、変更前・変更後の所在地、変更期日

郵送による住所変更証明書の請求について

住所変更証明書を郵送で請求する場合、ホームページ(広報ID検索1001899)に手続き等が掲載してあります。



本籍変更証明書の発行について

本籍変更証明書が必要な方は、10月2日以降、市役所市民課・各出張所にて無料で発行いたします。【市民課 TEL 7150-6075】

5 不動産登記の手続きについて

(会社・法人の変更は8ページ。提出先にご注意ください。)

住所変更に伴い、法務局（登記所）の不動産登記簿（土地及び建物）の表題部（所在、地番、地積等）は、法務局で書き換えますが、所有権登記名義人（所有者の住所欄）の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため、施行者で書き換えることができません。

住所変更区域内にお住まいで、土地や建物を所有している方は、「土地・建物に関する登記事務の停止」期間終了後、必要に応じて所有権登記名義人住所変更の登記申請を行ってください。

● 不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等（事柄）	届 出 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 松戸市、流山市の土地・建物等については下記	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑	※手続きに期限はありませんが、お早めに変更手続きをしてください。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	千葉地方法務局松戸支局 〒271-8518 松戸市岩瀬473-18 TEL 047-363-6278 (※1)	※登録免許税はかかりません。（無料）	

(※1) 登記申請書の作成方法等についての手続案内は、予約制となっていますのであらかじめ電話等で予約の上、来庁をお願いします。

土地区画整理事業区域内の

＜土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地・建物については、換地処分登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

事務停止期間は、換地処分後3～4か月程度予定されていますので、**住所変更登記の手続きは登記事務の停止が解除された後**に行ってください。解除前に申請しても、その手続きが終わるのは解除以降になります。

なお、登記事務停止期間が終了しましたら、従前地に登記がなされていた土地の所有者等に対して、施行者より「区画整理登記完了のお知らせ」があります。

◎ 登記申請書作成上の注意については、次ページに掲載しています。

◎ 登記申請書作成上の注意

1 留意点

- (1) 登記申請は、登記名義人（登記簿の所有者）が行います。
- (2) 土地、建物で所有者が相違する場合は、申請書を別々に作成してください。
- (3) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。登記申請書が2枚以上になる場合は、他の添付書類と共に左とじにし、申請人又は代理人の印で、つづり目に割り印をして提出してください。
- (4) 申請人の印鑑は、認印で差し支えありません。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな型）は、各世帯（各法人等）に1枚お配りしています。文字は、黒色ボールペンを使用し、はっきり書いてください。（鉛筆は使用できません）
- (6) 登記申請書等は、流山市ホームページ（広報ID検索1037257）から



2 登記申請書作成の注意事項 ※次ページ以降の記載例をご参照ください。

- (1) 申請人は、変更後の住所（注1）及び氏名を記載し、押印（注2）してください。
- (2) 申請書の内容は、換地処分通知、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (3) 添付書類は、住所変更証明書を添付してください。この場合、登録免許税はかかりません。（注3）
- (4) 代理人の方が申請手続きをする場合は、委任状（16ページ参照）を添付してください。
- (5) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便又はレターパックプラスにより送付してください。
登記完了後に発行される登記完了証の返送をご希望の場合は、簡易書留分の郵便切手を貼付した返信用封筒又はレターパックプラスを同封してください。
- (6) 住所変更証明書の他に書類が必要な場合があります。詳しくは「法務局での手続きについてのお知らせ」を参照してください。

○ご不明な点がございましたら

千葉地方法務局松戸支局 不動産登記部門

TEL 047-363-6278（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（不動産登記申請、登記手続き案内）を押して、お問い合わせください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 住所変更後の所有者の住所 (注1)

原因 令和5年9月30日 町名地番変更

変更後の事項 住所 流山市 **木二** 丁目 **9** 番地の **11**

申請人 住所 流山市 **木二** 丁目 **9** 番地の **11**

氏名 **流山太郎** 認印 (注2)

連絡先の電話番号 **04-0000-0000**

印

捨印

添付書類 住所変更証明書 住所変更証明書を添付 (注3)

令和 **00** 年 **00** 月 **00** 日申請 **千葉地方法務局松戸支局** 申請書を提出する法務局名

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 木二丁目	9 番 11	宅地	150.45 m²
		番		m ²
		番		m ²

建物の表示

不動産番号	0987654321012	所在	流山市 木二丁目 9 番地 11		
家屋番号	9 番 11	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 80.80 m ²		2階 70.70 m ²		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例② 共有土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 (注1)

原因 令和5年9月30日 町名地番変更
共有者 **流山太郎** 及び **流山花子** の
住所 流山市 **木二** 丁目 **9** 番地の **11**
住所変更後の事項

申請人 住所 流山市 **木二** 丁目 **9** 番地の **11** (注2)
氏名 **流山太郎** (印) 共有者の住所・氏名を記載し認印を押す
連絡先の電話番号 **04-0000-0000**
流山市 木二丁目 9番地の 11
流山花子 (印) (注3)

添付書類 住所変更証明書 (住所変更証明書を添付)

令和 **00** 年 **00** 月 **00** 日申請 **千葉地方法務局松戸支局** (申請書を提出する法務局名)
申請書提出年月日 (手続きは変更日以降)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

(印)
捨印

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 木二丁目	9 番 11	宅地	150.45 m ²
		番		m ²
		番		m ²

建物の表示

不動産番号	0987654321012	所在	流山市 木二丁目 9 番地 11		
家屋番号	9 番 11	種類	居宅	構造	木造瓦葺 2階建
床面積	1階 80.80 m ²		2階 70.70 m ²		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例③ 土地と建物を同時に申請する場合（代理人による申請の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 住所変更後の所有者の住所 (注1)

原因 令和5年9月30日 町名地番変更

変更後の事項 住所 流山市 木二丁目 9番地の11

申請人 住所 流山市 木二丁目 9番地の11

氏名 流山太郎 代理人申請の場合
所有者本人の印は不要

連絡先の電話番号 04-0000-0000

印
代理人の
捨 印

添付書類 住所変更証明書 住所変更証明書を添付 (注3)

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

代理権証明情報 代理人申請の場合委任状を添付

令和 00 年 00 月 00 日申請

千葉地方法務局松戸支局 申請書を提出する
法務局名

代理人 千葉県流山市××〇丁目〇番地の〇 流山花子 印

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税 代理人が申請する場合は、代理人の住所氏名を記入し認印

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の
内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 木二丁目	9番11	宅地	150.45 m ²
		番		m ²
		番		m ²

建物の表示

不動産番号	0987654321012	所在	流山市 木二丁目 9番地 11		
家屋番号	9番11	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 80.80 m ²		2階 70.70 m ²		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例④ 敷地権付き区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 住所変更後の所有者の住所 (注1)

原因 令和5年9月30日 町名地番変更

変更後の事項 住所 流山市 **木二丁目10番地2**

申請人 住所 流山市 **木二丁目10番地2**

氏名 **流山太郎** 認印 (注2)

連絡先の電話番号 **04-0000-0000**

印 捨印

添付書類 住所変更証明書 住所変更証明書を添付 (注3)

令和 **00**年 **00**月 **00**日申請 **千葉地方法務局松戸支局** 申請書を提出する法務局名

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税 申請書提出年月日(手続は変更日以降)

不動産の表示

一棟の建物の表示

不動産番号	1234567890123	所在	流山市 木二丁目 10 番地 2
建物の名称	〇〇マンション		

専有部分の建物の表示

家屋番号	流山市 木二丁目 10 番 2 の123	建物の名称	〇〇マンション
種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造1階建
床面積	1 階部分	98.76	m²

敷地権の表示

所在及び地番	地目	地積	敷地権の種類	敷地権の割合
流山市 木二丁目 10 番 2	宅地	6543.21m²	所有権	54321分の321
		m²		分の

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。但し、敷地権の種類および敷地権の割合については記載を省略することはできません。不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

6 委任状の作成例

委 任 状 (例)	
(代理人)	
住所	千葉県流山市□□〇丁目〇番地の〇
氏名	流山 花子
私は、令和5年9月30日に実施された町名地番変更に伴い 上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。	
◎委任事項	
委任事項 (例)	
1. 所有権登記名義人住所変更登記申請に関する一切の件。	
2. 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。	
不動産の表示	
千葉県流山市木〇丁目〇〇番の土地	
(委任者) 令和×年×月×日	
住所	千葉県流山市木二丁目9番地の11
氏名	流山 太郎 (印) ← 認印を押印してください。

注1 上記は、一般的な委任状の作成例です。各手続きにおいて、委任状が必要で、特に様式が指定されない場合は、参考にしてください。

注2 法務局における所有権登記名義人住所変更などを代理人に依頼して行う場合は、上記の例を参考にして委任状を作成してください。

注3 **手続きする機関**によっては、様式を指定される場合もありますので、**必ず事前に手続きする機関へお問い合わせください。**

7 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方々へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を日本郵便(株)から提供していただいております。

記載例の要領でご記入後、同封されている流山郵便局宛の回収用封筒に入れて、お近くの郵便局又は郵便ポストへ投函してください。
(切手を貼る必要はありません)
なお、1世帯・1事業所あたり50枚(上限)の「はがき」をお配りしております。

記載例

(宛名面)

郵便はがき

通信事務郵便

住所の表示変更のお知らせ

日本郵便株式会社
流山郵便局

〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地の〇〇

様

270 0199 あなたの住所にも郵便番号を

新しい住所をお知らせする方の郵便番号、住所、氏名をお書きください。

(通信面)

住所の表示変更のお知らせ

2023年9月30日からお知り合いの方の住所の表示が、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入下さい。

記

新住所

郵便番号 270-01□□

流山市 木〇丁目△番地の×

▲▲マンション101

ご氏名 流山 和子

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書き下さい。)

新しい郵便番号、住所及びご自身の氏名をお書きください。

8 その他

① 通学区域について

住所変更によって通学区域が変わることはありません。

② ごみの収集について

令和5年9月30日（土）から令和6年3月31日（日）までは、住所変更によるごみ収集日の変更はありません。

ただし、令和6年4月1日（月）からは、「南流山10丁目」となる一部地域の有害危険ごみの収集日が、第一、第三月曜日から第二、第四木曜日へ変更となる予定です。（それ以外の種類のごみ収集日は変更ありません。）

なお、「木一丁目」「木二丁目」「木三丁目」「南流山9丁目」となる地域のごみ収集日の変更はありません。【問い合わせ先：クリーンセンター TEL 7157-7411】

③ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします書類等が、事務処理の都合上、旧住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいるようお願いします。

④ コンビニ交付サービスについて

今回の町名地番変更に伴い、住民記録システム等の改修作業を行うため、コンビニ交付サービスは、9月30日（土）から10月1日（日）まで、ご利用いただくことができません。

⑤ 木地区等の町名変更に関する資料について

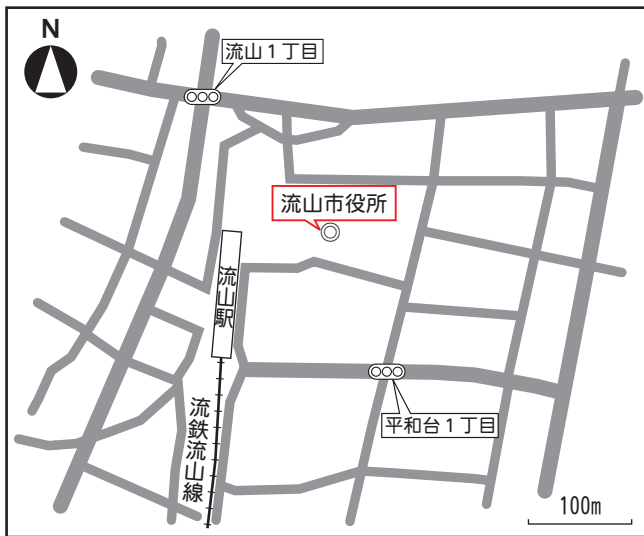
ホームページに關係資料を掲載しており、広報ID検索1037257からご覧になれます。



※掲載内容

- 「変更区域図」「新町名・地番図」
- 「旧新・新旧住所対照表（令和5年10月中旬頃掲載予定）」
- 「郵便番号」「住所変更手続きの手引き」「変更手続きQ&A」
- 「登記申請書」「法人登記申請書」

9 関係機関案内



☆ 流山市役所

住所：流山市平和台1-1-1

電話：04-7158-1111(代)

交通：電車…流鉄流山線「流山駅」より徒歩約3分
：バス…南流山駅北口（つくばエクスプレス・JR武蔵野線）

- 1 東武バス
「流山おおたかの森駅西口」行き、または「クリーンセンター」行き、「流山市役所入口」下車徒歩約5分
- 2 京成バス
「江戸川台駅」行き「流山市役所」下車徒歩約3分

☆ 南流山出張所

住所：流山市南流山3-3-1（南流山センター内）

電話：04-7159-4512

交通：電車…JR武蔵野線

「南流山駅」より徒歩約3分
つくばエクスプレス
「南流山駅」より徒歩約3分



☆ 千葉地方法務局松戸支局

※不動産登記についてはこちらへ

住所：松戸市岩瀬473-18

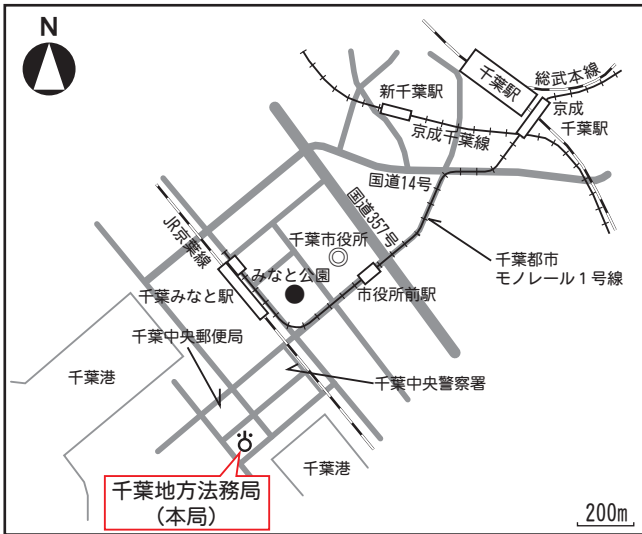
電話：047-363-6278(自動音声ガイダンス)

交通：電車…JR常磐線

「松戸駅」より徒歩約10分
新京成電鉄

「松戸駅」より徒歩約10分

※登記の手続き案内は事前予約が必要です。



☆ 千葉地方法務局(本局)

※法人登記についてはこちらへ

住所：千葉市中央区中央港1-11-3

電話：043-302-1315（商業法人登記）

交通：電車…JR京葉線

「千葉みなと駅」より徒歩約10分

千葉都市モノレール

「千葉みなと駅」より徒歩約10分

「市役所前駅」より徒歩約10分

※登記の手続き案内は事前予約が必要です。

☆ 流山運転免許センター

住所：流山市前ヶ崎217

電話：04-7147-2000

(運転免許テレホン案内&ファックスサービス)

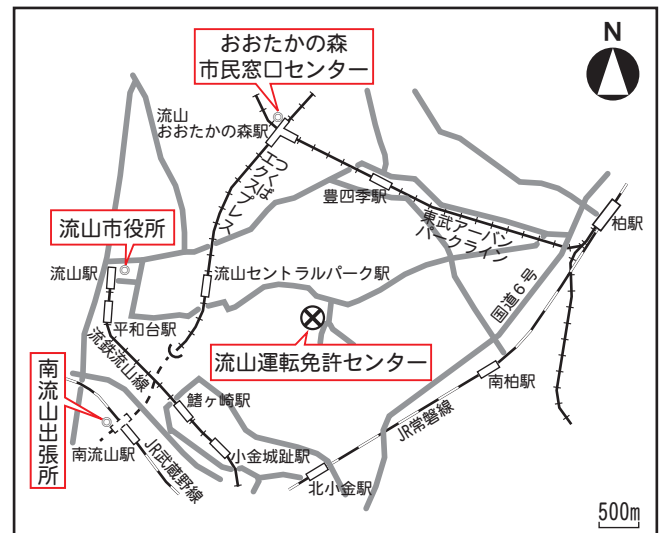
交通：バス…JR常磐線及び東武アーバンパークライン

「柏駅」西口バスターミナル3番乗り場

「免許センター」行き、「免許センター」

下車

JR常磐線「南柏駅」「北小金駅」、JR武蔵野線及びつくばエクスプレス「南流山駅」から発車するバスについては、本数が少ないため、ご注意ください。柏駅からのバスの利用をお勧めします。



☆ 松戸年金事務所

住所：松戸市新松戸1-335-2

電話：047-345-5517

交通：電車…JR武蔵野線・常磐線

「新松戸駅」より徒歩約5分

流鉄流山線

「幸谷駅」より徒歩約5分

☆ (千葉運輸支局) 野田自動車検査登録事務所

住所：野田市上三ヶ尾207-22

電話：050-5540-2023

交通

電車…東武アーバンパークライン

「運河駅」徒歩約30分

自動車…常磐自動車道「柏IC」より

野田方面へ約4km

☆ 軽自動車検査協会 千葉事務所 野田支所

住所：野田市上三ヶ尾207-26

電話：050-3816-3117（コールセンター）

ご不明な点がございましたら
お問い合わせください。

「町名変更に関すること」

流山市役所 総務部 総務課

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6067

「住所・本籍変更に関すること」

流山市役所 市民生活部 市民課

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6075

「土地区画整理事業に関すること」

流山市役所 まちづくり推進部
まちづくり推進課

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6090

千葉県 流山区画整理事務所
木地区換地課

〒270-0163

流山市南流山1-13

TEL 04-7150-4501

問い合わせ時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日除く)